

指定地域密着型介護老人福祉施設

重要事項説明書

< 2024年 7月 1日から >

事業者 社会福祉法人秀心会

施設名 特別養護老人ホームたか音の杜

当施設は、介護保険の指定を受けています。

(船橋市指定 第 1290900537 号)

当施設はご契約者に対して指定地域密着型介護福祉施設入所者生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービス内容及び契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

【 目 次 】

1. 施設経営法人
2. ご利用施設
3. 居室等の概要
4. 職員の配置状況
5. 当施設が提供するサービスと利用料金
6. 協力医療機関
7. 非常災害時の対策
8. 事故発生時の対策
9. 個人情報の保護について
10. 苦情相談窓口
11. サービス利用上の留意事項
12. 損害賠償について
13. 施設を退居していただく場合
14. ご入居様が入院された場合の対応
15. 残置物引取人

1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人秀心会
法人所在地	千葉県船橋市高根台2丁目10番30号
電話番号	047-468-8808
代表者氏名	理事長 越澤 靖久
設立年月日	平成20年3月19日

2. ご利用施設

施設の種類	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 平成25年5月1日指定 船橋市 第1290900537号
施設の目的	法の基本理念と関係法令及び通知に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、ご入居者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、ご入居者に対し、医学的管理のもとで心身の状態に対応した適切な介護と精神的ケア、社会生活上の便宜、その他日常生活の世話、機能訓練等を提供します。
施設の名称	特別養護老人ホーム たか音の杜
施設の所在地	千葉県船橋市高根台2丁目10番30号
電話番号	047-468-8808
代表者氏名	管理者 横手 雅之
当施設の運営方針	施設は、地域密着型施設サービス計画書に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、ご入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。 施設は、ご入居者の意思と人権を尊重し、地域密着型施設サービス計画書に基づき、健康で明るく生きがいのある生活ができるよう必要な支援に努めます。施設は、地域住民や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるものとし、併設するデイサービス等との有機的な連携を図りながら運営します。
開設年月日	平成25年5月1日
入所定員	29人

3. 居室等の概要

当施設では、以下の居室・設備をご用意しています。

設備の種類	室数	備考
個室（一人部屋）	39室	ユニット型個室（ショートステイ10室含む）
共同生活室	4室	各ユニットに1室（ショートユニット含む）
浴室	5室	一般浴室2室、特殊浴室2室、機械浴室1室
医務室	1室	
その他		

☆居室の変更：ご入居者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設での可否を決定します。また、ご入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご入居者及びご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご入居者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	配置数	指定基準
施設長（管理者）	1名	1名
医師	1名（嘱託医）	必要数
生活相談員	1名	1名以上
介護職員	16名以上	10名以上（看護職員含む）
看護職員	2名以上	1名以上
管理栄養士	1名	1名以上
機能訓練指導員	1名	1名以上
計画担当介護支援専門員	1名	1名以上
事務員	1名	

主な職種の勤務体制は以下のとおりです。

職 種	勤 務 体 制
施設長（管理者）	日中： 8：30～17：30
医師（嘱託医）	日中： 13：00～15：00（木曜日）
生活相談員	日中： 8：30～17：30
介護職員	早出： 7：00～16：00 日勤： 8：30～17：30 遅出： 11：00～20：00 夜勤： 16：30～翌9：30
看護職員	日勤： 8：30～17：30 ※夜間は連絡の取れる体制をとっています
管理栄養士	日中： 8：30～17：30
機能訓練指導員	看護職員が兼務します
計画担当介護支援専門員	日中： 8：30～17：30

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

(1) サービスの概要

①居室の提供

②食事

- ・管理栄養士の立てる献立により、栄養及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご入居者お一人おひとりの身体状況に配慮した栄養ケア計画により、食事形態等に配慮した食事を提供します。
- ・ご入居者の自立支援のため、離床して食堂で食事をとっていただくことを原則とし、必要な介助を行います。
- ・食事時間は、朝食7：30～、昼食11：45～、夕食18：00～としていますが、その日の体調に応じて食べていただけるよう配慮します。

③入浴

- ・ご入居者が身体の生活を保持し、精神的にも快適な生活を営むことができるよう、週2回以上入浴又は清拭を行います。
- ・身体の状況で座位がとれない方でも、特殊浴槽、機械浴にて入浴を楽しんでいただけます。

④排泄

- ・ご入居者の身体の状況に応じ、適切な方法での介助を行うとともに、排泄の自立を目標に、ご入居者の身体能力を最大限に活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご入居者の心身状態に応じて、日常生活を送るために必要な機能回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・嘱託医師（コミュニティクリニックみさき 玉元 弘次医師）による診察日を月に2回設けるとともに、看護師による健康チェックを毎日行い、健康管理に努めます。
- ・緊急等必要な場合には嘱託医師による往診、あるいは協力医療機関を受診します。他の医療機関を受診する場合も責任をもって引継ぎます。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、適切な着替えや整容が行われるよう配慮します。
- ・施設での生活が実りあるものとするために、適宜レクリエーションや行事活動を企画します。

⑧相談及び援助

- ・ご入居者とそのご家族からのご相談に応じます。

(2) サービス利用料金

①介護保険給付サービスの負担額は、別紙「特別養護老人ホームたか音の杜 利用料金表」（以下、「料金表」という。）のとおりです。ご入居者の要介護度に応じたサービス利用料金及び各種加算料金から、介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

②介護保険給付サービス以外に係るその他の費用の内訳については、別紙「料金表」ととおりです。

なお、居住に要する費用、食事提供に要する費用については、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、その認定証に記載された金額のご負担となります。

以下のサービスは、利用料金の全額が入居者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 髪・美容

- ・ 理容師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用いただけます。
利用料金：1,500円

② 各々の居室でのテレビ等使用の際の電気代

- ・ 1日あたり50円

③日常生活上必要となる諸費用実費

- ・ 日常生活品の購入代金等入居者の日常生活に要する費用で入居者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

④施設内・外の行事参加費等

- ・ 施設内・外で行う行事に参加され費用が発生する場合は別途ご負担いただきます。

⑤医療費・処方費等

- ・ 往診及び、医療機関に通院した場合、診察代・薬代をご負担いただきます。
協力病院への送迎は無料ですが、当施設の近隣地域への通院送迎は、ご相談の上決定致します。
近隣地域を除く地域へはご家族でご対応頂きます。

⑥契約終了後に定める所定の料金

- ・ 入所者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

料金 ・ 10,000円/日

(3) 利用料金のお支払方法

前記(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求します。翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

1) 口座引き落とし

2) 下記指定口座への振り込み 京葉銀行 高根支店
普通預金 口座番号 7599061
口座名義人 社会福祉法人 秀心会
理事 越澤 靖久

3) 施設窓口での現金支払い

※3ヶ月を超えて利用料が未納の場合で、催告したにもかかわらず1ヶ月以内に支払われないときは、退所していただく場合がございます。

6. 協力医療機関等

医療を必要とする場合は、ご入居者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療を義務づけるものではありません。)

(1) 協力医療機関

医療機関名	千葉徳洲会病院
所在地	船橋市高根台2-11-1
電話番号	047-466-7111

診療科	内科・外科・消化器内科・消化器外科・循環器科・呼吸器内科・呼吸器外科・心臓血管外科・整形外科・脳神経外科・眼科・耳鼻咽喉科・泌尿器科・小児科・婦人科・皮膚科・リハビリテーション科・放射線科・麻酔科・リウマチ科・形成外科・美容外科・病理診断科・神経内科・糖尿病内科・救急科
-----	---

医療機関名	コミュニティクリニックみさき
所在地	船橋市三咲 3-1-15
電話番号	047-440-1512
診療科	内科・泌尿器科・整形外科

(2) 協力歯科医療機関

医療機関名	寒竹ファミリー歯科
所在地	船橋市本町 7-1-1 東武百貨店船橋店 7F
電話番号	047-425-2091

7. 非常災害時の対策

非常災害時については、別途定める当施設の消防計画書に従い対応します。防災設備については、全館スプリンクラー、火災報知器、消火栓、消火器などが備わっております。防災訓練については、消防機関との連絡を密にして、避難救出及び消火に関する訓練を適宜実施します。

また、火災以外（地震や台風等）の災害を想定した訓練を実施します。

8. 事故発生時の対策

ご入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 個人情報の保護について

(1) 秘密の保持について

ご入居者及びその家族に関する秘密（以下、「個人情報」とする。）の保持について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。また、施設及び従業者は、サービス提供を行う上で知り得た個人情報を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この個人情報を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。施設は、従業者に対して、業務上知り得た個人情報について、従業者である期間と従業者でなくなった後を雇用契約の内容としています。

(2) 個人情報の利用について

個人情報については、法人の運営する各事業が提供するサービスが適正かつ円滑に提供するために必要な範囲内で情報を収集し、責任者のもとに保管するとともに、下記の利用目的に沿った利用を行うものとし、個人情報を利用することに同意していただきます。別紙「個人情報に関する同意書」にてご同意いただきます。なお、下記以外の利用目的で情報を利用する場合は、事前にご入居者又はご家族に同意を得た上で実施いたします。

①施設での利用

- ・施設がご入居者に提供する介護サービス
- ・施設内での氏名・生年月日・写真等の掲示
- ・介護保険請求等に係る業務・施設の管理運営業務等

②他の介護事業者等への情報提供等の利用

- ・施設がご入居者に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・損害賠償等に係る保険会社への相談又は届出等
- ・施設の管理運営業務に対する内外部監査機関への情報提供等
- ・施設の管理運営業務に必要な場合

③事例研究及び広報物等の利用

- ・事業所内外研修や事例研究
- ・施設が発行する広報誌による氏名・生年月日・写真等の掲載

10. 苦情相談窓口

(1) 施設における苦情の受付

①苦情相談窓口 生活相談員

所在地： 千葉県船橋市高根台2-10-30

対応責任者： 横手 雅之

受付担当者： 羽田 真理子

電話番号： (047) 468-8808

FAX： (047) 468-8803

受付時間： 8:30~17:30

②ご意見箱を各ユニットに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

①船橋市役所 福祉サービス部指導監査課

所在地： 船橋市湊町2-8-11

電話番号： 047-404-2712

FAX： 047-436-2139

受付日時： 土・日・祝日・年末・年始を除く 9:00~17:00

②千葉県国民健康保険団体連合会

所在地： 千葉市中央区天台6-4-3

電話番号： (苦情申立専用) 043-254-7428

FAX： (苦情申立専用) 043-254-7401

受付日時： 土・日・祝日・年末・年始を除く 9:00~17:00

11. サービス利用上の留意事項

当施設のご利用にあたって、ご入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 施設・設備の使用上の注意

①入居にあたり、火気類・刃物類等の危険物、貴金属等の貴重品、ペットの持ち込みはご遠慮下さい。

- ②居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ③故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、ご入居者に自己負担により原状回復していただくか、又は相当の代価のお支払いをいただく場合があります。
- ④当施設の職員や他のご入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 面会

- ① 面会時間 原則午前は、10：00～11：30 午後は、13：30～14：30 となります。
- ② 来訪者は、事務所にて検温、手・指の消毒を済ませ、面会記録用紙にご記入後、面会許可証をお受け取りください。当日体調不良の場合、面会は中止とさせていただきます。
- ③面会時の飲食は、禁止とさせていただきます。また、差し入れ等に関しましては、予めご相談ください。生ものは通年禁止といたします。
- ④面会は、1日3組までとさせていただきます、必ず事前に予約をお願いいたします。面会時間は20分程度とさせていただきます。
当日の面会に対応できない場合もございますので、予約にご協力をお願いいたします。
居室に入れるのは2名までといたします。複数での面会をご希望される場合はご相談ください、面会場所を検討させていただきます。
- ⑤原則、日曜日は面会はお受けしておりません。
※面会の回数。面会の場所、実施等に関しましては、感染状況の観点から、感染状況により異なりますので、何とぞご了承ください。

(3) 外出・外泊

外出・外泊される場合は、事前に所定の用紙に必要事項をご記入のうえお申し出下さい。

(4) 食事の欠食について

食事が不要な場合は、3日前までにお申し出下さい。それより後になった場合は、実費相当額のキャンセル料をいただきます。

(5) 喫煙

施設内は、全館禁煙となります。

1 2. 損害賠償について

当施設において、事業所の責任によりご入居者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

但し、その損害の発生について、ご入居者に故意又は過失が認められる場合には、ご入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

1 3. 施設を退所していただく場合

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に次のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご入居者に退所していただくことになります。

- ①要介護認定により、ご入居者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設が閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご入居者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご入居者からの退所の申し出の場合

契約の有効期間であっても、ご入居者は当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の30日前までにお申し出下さい。

但し、以下の場合には即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご入居者が病院又は診療所に入院した場合
- ③事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①ご入居者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご入居者による、サービス利用料金の支払いが3カ月以上遅延し、催告にもかかわらず1ヶ月支払われない場合
- ③ご入居者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご入居者が連続して3カ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合
- ⑤ご入居者が退院後、医療機関へ恒常的な入院加療を要する場合や、当施設において介護士が法律上行う事の出来ない医療行為がある場合
- ⑥ご入居者が他の介護保険施設へ入所した場合
- ⑦ご入居者又はそのご家族・関係者による当施設及び職員への過剰な要求、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント、暴力等により当施設運営を侵害する行為が認められ、当施設から改めるよう求めた場合で、その改善がみられなかったとき

(3) 円滑な退所のための援助

ご入居者が当施設を退所する場合には、ご入居者の希望により、事業者はご入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助や必要書類の提示を速やかに行います。

- ①適切な病院もしくは診療所又は介護保険施設等への紹介
- ②居宅介護支援事業所の紹介
- ③その他の保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

1 4. ご入居者が入院された場合の対応

ご入居者が病院又は診療所への入院の必要が生じた場合の対応は以下の通りです。

(1) 検査入院・短期入院の場合

1ヶ月につき6日以内(連続して7泊、複数の月にまたがる場合は13泊)の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の居住費及び利用料をご負担いただきます。なお、この期間に居室を短期入所生活介護の為に使用させていただく場合は、費用の負担はございません。

(2) 上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3か月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても所定の居住費はご負担いただきます。なお、この期間に居室を短期入所生活介護の為に使用させていただく場合は、費用の負担はございません。

(3) 3か月以内の退院が見込まれない場合

3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設へ再び優先的に入居することはできません。

1 5. 残置物の引き取りについて

契約が終了した後、当施設に残されたご入居者の所持品(残置物)は1週間以内にお引き取り下さい。ご入居者自身が引き取れない場合に身元引受人(ご家族)に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。所持品の残留が1週間を超える場合には所定の居室料金を頂きます。また、1ヶ月を超える場合には、費用はご本人或いは身元引受人に負担していただき処分致します。尚、引越しにかかる費用については、ご入居者又は身元引受人(ご家族)にご負担いただきます。

1 6. 第三者評価の実施について

現在、第三者評価は行っておりません。

指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供開始に当たり、本書面に基づいて重要事項及び個人情報
の取扱いについて説明しました。

年 月 日

(事業者)

住 所 千葉県船橋市高根台2丁目10番30号
法 人 名 社会福祉法人秀心会
代 表 者 名 理事長 越澤 靖久 印

(施設)

施 設 名 特別養護老人ホーム たか音の杜
代 表 者 名 管理者 横手 雅之 印

説明者職・氏名

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____

身元引受人1

住 所 _____

氏 名 _____ 続 柄 _____

身元引受人2

住 所 _____

氏 名 _____ 続 柄 _____